

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正(案)

※国基準は参酌すべき基準

項目	国基準改正内容	市基準改正案
電磁的記録	<p>(第八十八条の五追加部分)</p> <p>児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	国基準どおり